

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024年 4月 10日	
大阪府知事 殿	
提出先	
住 所 大阪府大阪市西区新町二丁目4番2号	
なにわ筋SIAビル10階	
氏 名 セイホ工業株式会社 代表取締役 木本正治	
電話番号 06-6537-2711	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	セイホ工業株式会社
事業場の所在地	大阪府大阪市西区新町二丁目4番2号 なにわ筋SIAビル10階
計画期間	2024年 4月 1日 ～ 2025年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	910,000万円
③従業員数	99名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・2000 建設系混合廃棄物（防舷材） →中間処理業者に委託し、破碎及び選別 ・0221 建設汚泥 →中間処理業者（再生利用業者）に委託し、脱水処理 ・1501 コンクリート破片 →中間処理業者（再生利用業者）に委託し、破碎及び再生 ・2000 建設系混合廃棄物（建設廃材等） →中間処理業者に委託し、破碎及び選別

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①建設系混合廃棄物(防舷材)	②建設汚泥
	排 出 量	2.150 t	1.520 t
	(これまでに実施した取組) ・分別可能な廃棄物については可能な限り分別し減量する ・再生可能な廃棄物については優良認定処理業者への委託処理をする		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①建設系混合廃棄物(防舷材)	②建設汚泥
	排 出 量	2.000 t	1.500 t
	(今後実施する予定の取組) ・分別可能な廃棄物については可能な限り分別し減量する ・再生可能な廃棄物については優良認定処理業者への委託処理をする		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・建設系混合廃棄物(防舷材)汚泥、コンクリート破片、建設系混合廃棄物(建設廃材等)がそれぞれ混ざらないように可能な限り分別を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・建設系混合廃棄物(防舷材)汚泥、コンクリート破片、建設系混合廃棄物(建設廃材等)がそれぞれ混ざらないように可能な限り分別を実施

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（2023年度）実績】			
③コンクリート破片	④建設系混合廃棄物(建設廃材等)	—	—
1316.15 t	3.12 t	— t	— t
【目標】			
③コンクリート破片	④建設系混合廃棄物(建設廃材等)	—	—
1000 t	3 t	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（２０２３年度）実績】			【前年度（２０２３年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	①建設系混合廃棄物(防蝕材)	②建設汚泥	③コンクリート破片	④建設系混合廃棄物(建設廃材等)	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】			【目標】			
	産業廃棄物の種類	①建設系混合廃棄物(防蝕材)	②建設汚泥	③コンクリート破片	④建設系混合廃棄物(建設廃材等)	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（２０２３年度）実績】			【前年度（２０２３年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	①建設系混合廃棄物(防蝕材)	②建設汚泥	③コンクリート破片	④建設系混合廃棄物(建設廃材等)	—	—
	全処理委託量	2.15 t	1.52 t	1316.15 t	3.12 t	— t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.15 t	1.52 t	— t	— t	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t	1316.15 t	3.12 t	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)						

		【目標】			【目標】		
		産業廃棄物の種類	①建設系混合廃棄物(防蝕材)	②建設汚泥	③コンクリート破片	④建設系混合廃棄物(建設廃材等)	—
②計画	全処理委託量		2 t	1.5 t	1000 t	3 t	— t
	優良認定処理業者 への処理委託量		2 t	1.5 t	— t	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量		— t	— t	1000 t	3 t	— t
	認定熱回収業者 への処理委託量		— t	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量		— t	— t	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)						
※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。